

匿名化について

平成 25 年 4 月 11 日

1. 個人情報取扱事業者（X）は、規制太郎氏について下記の情報①～⑥を保有している。Xは下記情報のうち、「①規制太郎」の部分を「①A」と置き換えて、下記情報を保管しており、規制太郎とAが対応するものである旨を記した「対応表」を別途保管している。

- ① 規制太郎 ※「A」と置き換えされている
- ② 住所（東京都目黒区〇町1）
- ③ 生年月日（昭和〇年〇月〇日）
- ④ 性別
- ⑤ 購買履歴（平成 25 年×月×日×時に◆◆にて□□を購入）
- ⑥ 乗降履歴（平成 25 年〇月〇日〇時に△△線▼▼駅に降車）

（匿名化①：対応表の存在）

2. 上記（1.）の場合において、Xが、あらかじめ規制太郎氏の同意を得ないで、下記のケースにおいて、第三者（Y）に情報を提供した場合、「個人情報」の「提供」となり、個人情報保護法第 23 条第 1 項に違反するか。ただし、同法第 23 条第 1 項第 1 号～4 号及び同条第 2 項に該当する場合でないものとする。

- ・⑤及び⑥をYに提供する場合

（匿名化②：情報の抽象化の範囲）

3. Xが、上記（1.）の①～⑥の情報を保有しているが「対応表」を保有していない場合において、あらかじめ規制太郎氏の同意を得ないで、下記の4つのケースにおいて、第三者（Y）に情報を提供した場合、「個人情報」の「提供」となり、個人情報保護法第 23 条第 1 項に違反するか。ただし、いずれのケースも同法第 23 条第 1 項第 1 号～4 号及び同条第 2 項に該当する場合でないものとする。

- ・ケース 1：②～⑥をYに提供する場合
- ・ケース 2：③～⑥をYに提供する場合
- ・ケース 3：④～⑥をYに提供する場合
- ・ケース 4：⑤及び⑥をYに提供する場合

(匿名化③：連結不可能匿名化¹の方法)

4. Xが、規制太郎氏、規制二郎氏及び規制三郎氏の3名について上記(1.)の①～⑥の情報(一覧表形式で保管)を保有している場合(※)において、一覧表の②～⑥の部分をランダムに入れ替えた後(例えば、規制太郎氏の②～⑥の情報が規制二郎氏や規制三郎氏の②～⑥の情報と置き換わることもあり得る。)、入れ替え前の一覧表を削除したうえで、②～⑥の情報を第三者(Y)に提供した場合、「個人情報」の「提供」となり、個人情報保護法第23条第1項に違反するか。ただし、同法第23条第1項第1号～4号及び同条第2項に該当する場合でないものとする。

(※) 規制太郎氏を「A」、規制二郎氏を「B」、規制三郎氏を「C」といった符号への置き換えを行っていないため、「対応表」は存在しない。

(参考：個人情報保護法抜粋)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

2・3(略)

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5・6(略)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3～5(略)

¹個人を識別できないように、その人と新たに付された符号又は番号の対応表を残さない方法による匿名化(厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」(平成15年7月30日)など)。